



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

使用済みペットボトルのリサイクル に係る取引に関する実態調査報告書（概要）

令和5年10月

調査趣旨

- ペットボトルは消費者にとって身近な素材であり、そのリサイクルの取組も日常生活と関わりあるものとなっている。
- 近年では、使用済みペットボトルを再びペットボトルにリサイクルする、**ボトルtoボトルのリサイクルの取組**の広がりや、使用済みペットボトルが有償で取引される状況に変化していることなど、**流通経路の変化や多様化**が進んでいる。
- このような状況等を踏まえ、独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示すため、使用済みペットボトルのリサイクルに関する取引の実態調査を実施した。

調査方法（調査期間：令和5年2月～9月）

ヒアリング調査（計106名）

書面調査

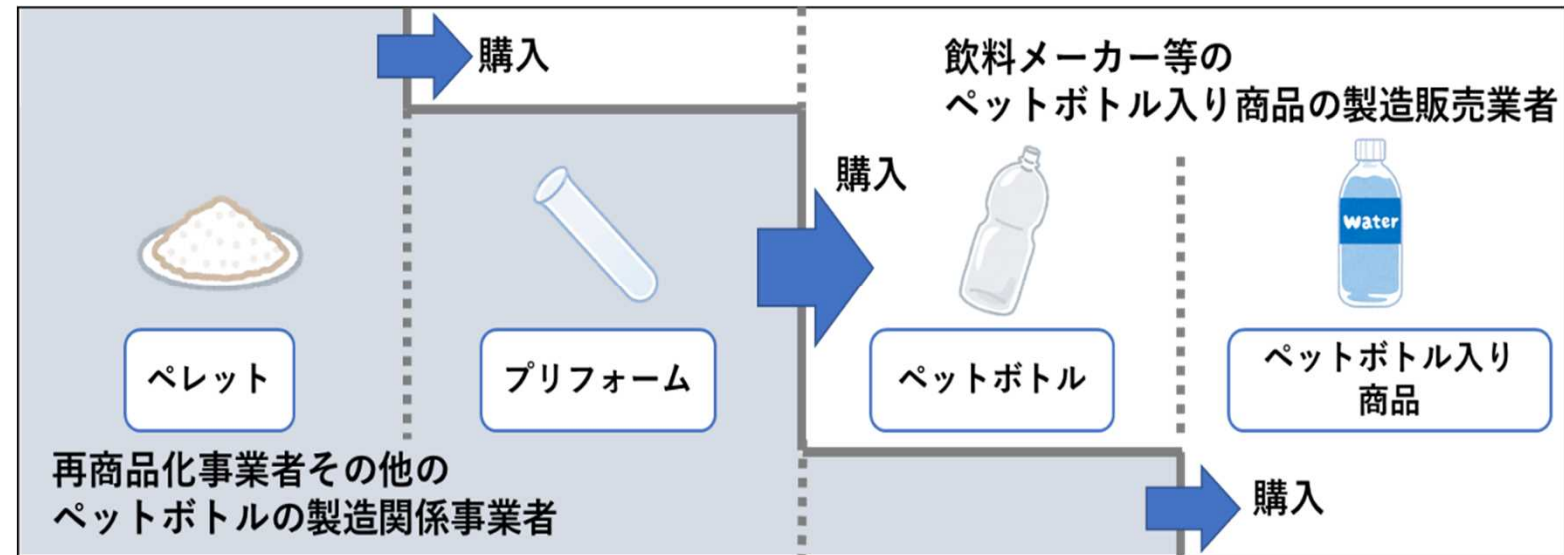
対象者	対象数	回収率
市町村	1,741機関	79.9%
ペットボトル利用・製造等事業者	1,139名	65.8%
再商品化事業者	47名	89.4%

対象者	人数
市町村	50名
収集運搬・中間処理業者	5名
再商品化事業者	27名
ペットボトル利用・製造等事業者	8名
使用済みペットボトルの排出事業者	6名
事業者団体等	5名
有識者	5名

ペットボトルの概要

- ペットボトルは、ボトル本体がポリエチレンテレフタレート（ペット樹脂）を単一の原材料として製造される容器。
- 幅広い製品に使用されているが、飲料、特定調味料又は酒類用の需要が91.3%（令和3年）を占める。

ペットボトル入り商品の製造販売業者におけるペットボトルの調達経路



出所：飲料メーカー等からのヒアリング等を基に当委員会作成

使用済みペットボトルの回収

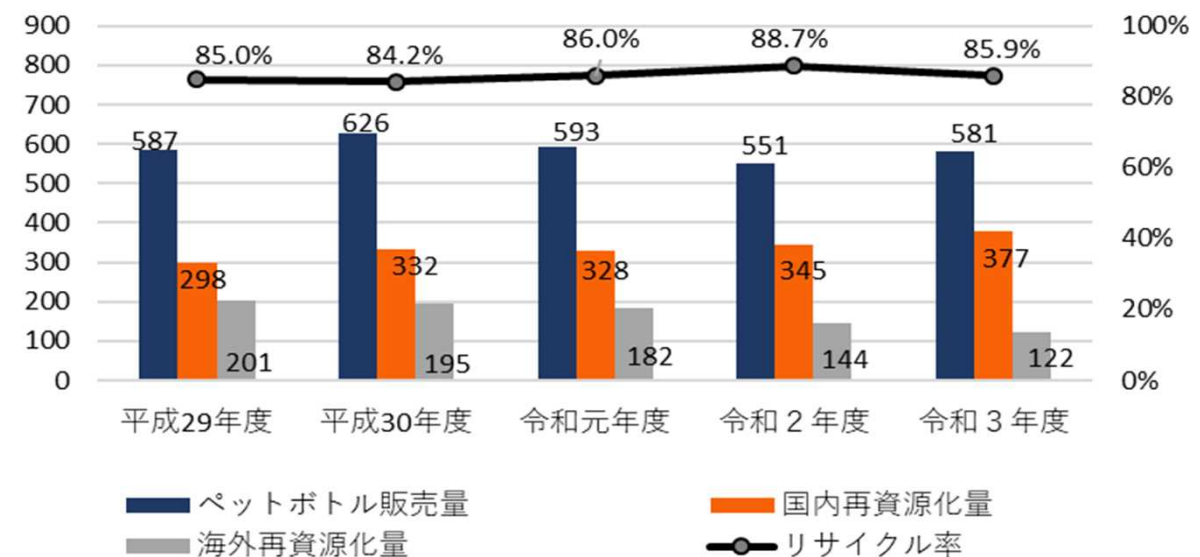
- 使用済みペットボトルは、家庭から排出されるものは**一般廃棄物として市町村**が収集、事業者等から排出されるもの（事業系）は**産業廃棄物として産業廃棄物処理業者**が収集。
（令和3年度の市町村収集量と事業系収集量はほぼ同数）

リサイクルの状況

- ペットボトルのリサイクル率は**約86%**（令和3年度）であり、世界最高水準。

国内におけるペットボトルの販売量、リサイクル率等の推移

単位：千トン



出所：PETボトルリサイクル推進協議会資料を基に当委員会作成

容器包装リサイクル法制度

容器包装リサイクル法（容リ法）の目的

- 容器包装リサイクル法は、**家庭から一般廃棄物として排出される容器包装**に係るリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効活用を図ることを目的とし、市町村は分別収集に必要な措置を講ずること、**容器包装の利用又は製造等をする事業者（特定事業者）は容器包装の再商品化をしなければならないこと等を規定（平成9年4月施行）。**

再商品化義務のある容器包装

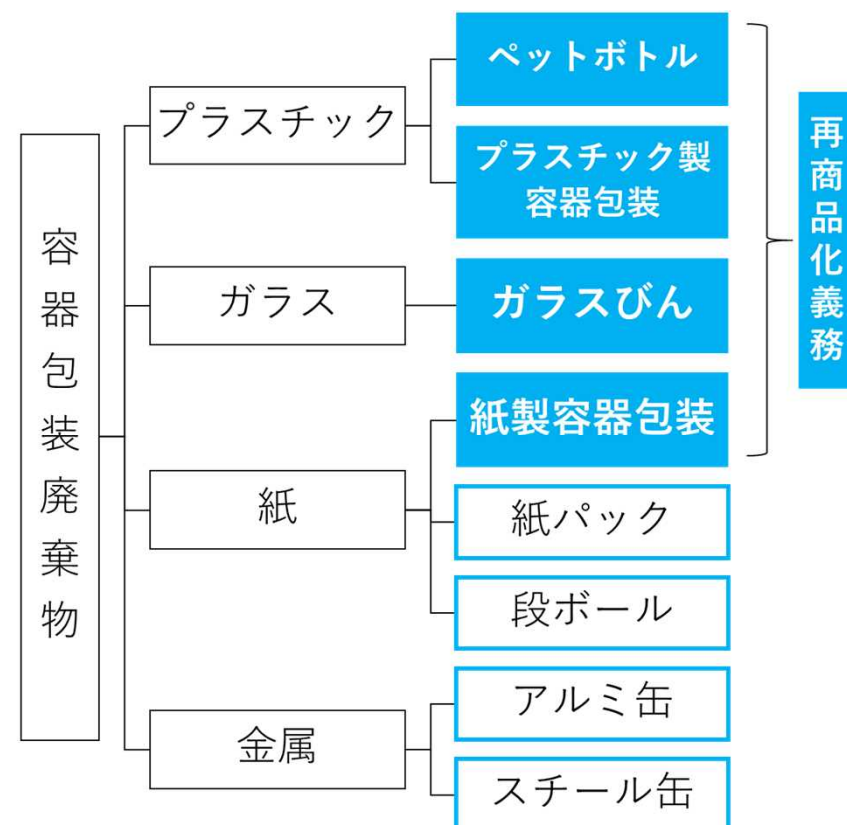
- 容器包装リサイクル法が分別収集の対象としている容器包装廃棄物のうち、**再商品化義務のある容器包装**は、**ペットボトル**、プラスチック製容器包装、ガラスびん及び紙製容器包装の4種類。
（当該4製品は、資源価値が低く、再商品化されずに廃棄されていたため、特定事業者に再商品化の義務を課す仕組みを作る必要があったとされている。）

※事業系廃棄物には再商品化義務はなく、事業者は廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づき適切に処理する義務のみが課せられている。

再商品化義務者（特定事業者）

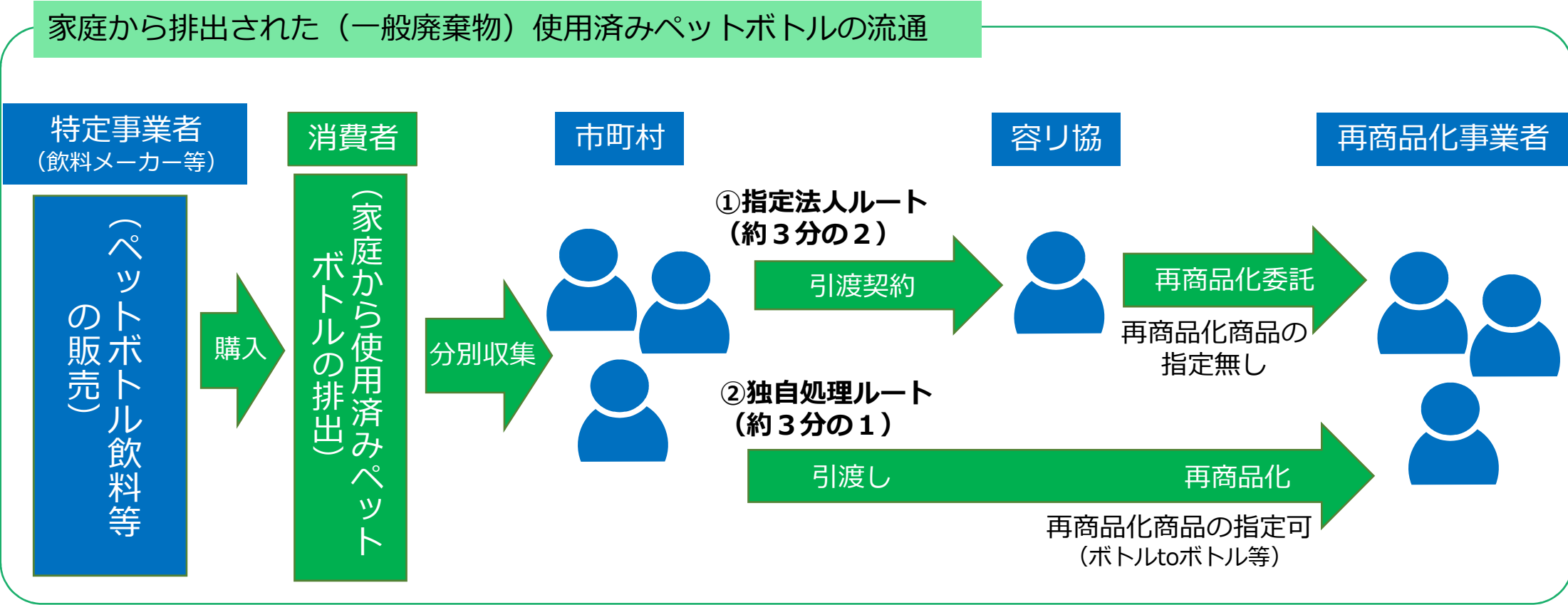
- 「拡大生産者責任」という考え方にに基づき、リサイクルを行う義務や費用は、**容器包装を利用、製造等する事業者（輸入業者を含む。）**が負っている。

分別収集及び再商品化の対象となる容器包装



出所：(公財)日本容器包装リサイクル協会資料を基に
当委員会作成

再商品化義務の履行方法（処理ルート）



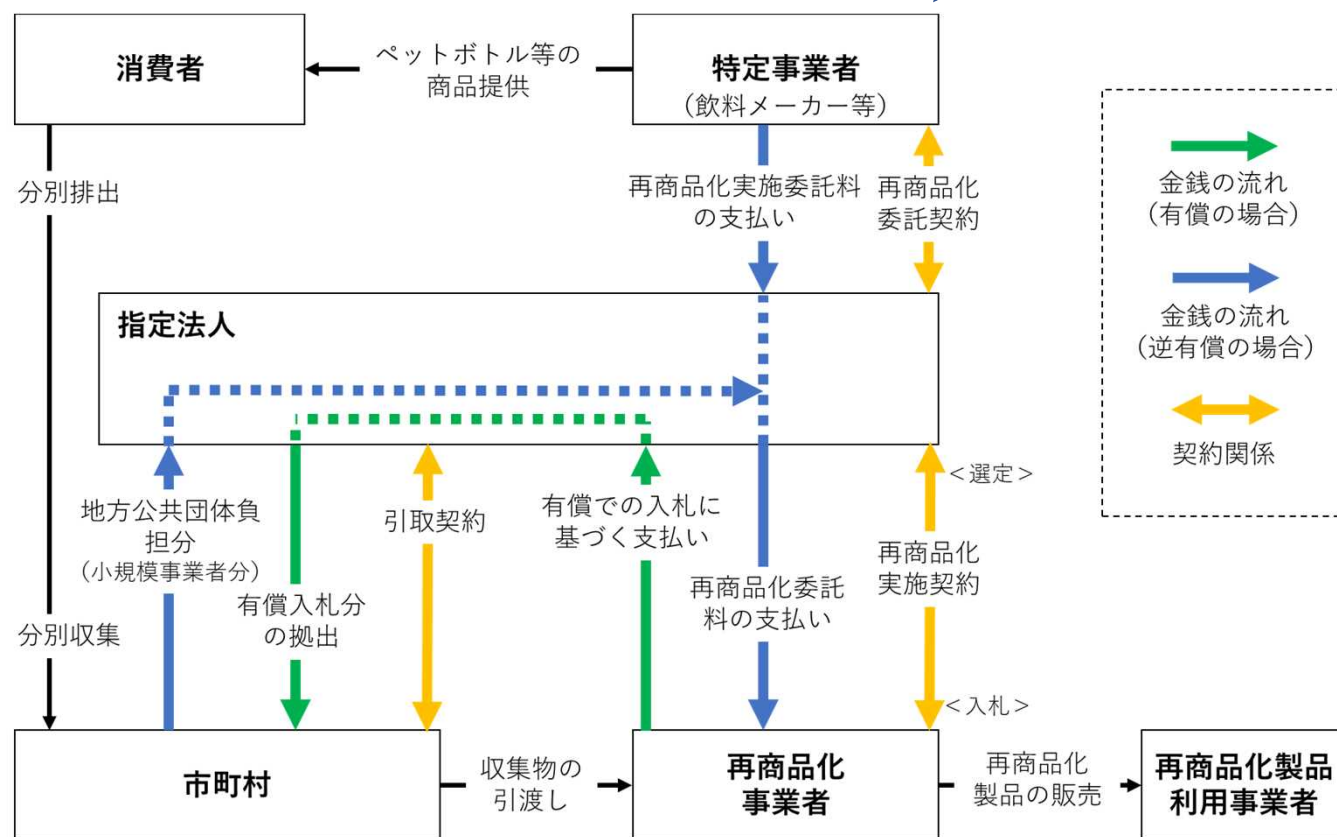
①指定法人（容リ協）ルート	②独自処理ルート
市町村が、指定法人（※）との間で単年度契約を締結し、入札によって選定された再商品化事業者に引渡し （当該再商品化事業者による引き取りが不可の場合は、引渡先の振替を容リ協が実施） ※（公財）日本容器包装リサイクル協会（「容リ協」）が唯一の指定法人として指定	市町村が、指定法人を経由せずに再商品化事業者に引渡し （飲料メーカー等と協定を組んで実施する動きもみられる）

指定法人制度（容リ協の入札制度）

- **容リ協**は、ペットボトルに関して、上期と下期の年2回、**競争入札**を実施し、市町村が指定する指定保管施設ごとに落札事業者を選定。
- 入札において、再商品化事業者に再商品化の実施が委託されるものの、再商品化によってどのような製品を作るべきか、すなわち、再商品化後の用途についての条件は設けられていない。
- 入札価格（落札単価）が正の場合、数量を乗じた額が再商品化委託料として容リ協から再商品化事業者を支払われる（「**逆有償**」と呼ばれる。）。
- 他方、入札価格が負の場合は、再商品化事業者が容リ協に委託額を支払う（「**有償**」と呼ばれる。）。
- ペットボトルについては、最近ではその資源価値が上昇していることから、容リ協の入札では、一部の離島等の遠隔地等を除く多くの場合において**有償**。

特定事業者には再商品化の義務が課されているところ、再商品化委託契約を指定法人との間で締結し、かつ、当該契約に基づく自らの債務を履行したときは、その委託相当量について再商品化をしたものとみなされる（容リ法第14条）。

指定法人に関する再商品化義務の概要



ボトルtoボトルの取組

- 市町村において、住民に対する啓発や住民における環境意識の向上を目的として、使用済みペットボトルの販売先を決定する際に、**ボトルtoボトル**のリサイクルを行うことを条件とするという、**販売後の用途を指定する動きがみられる**。
- 飲料メーカー等においても、市町村等と協働でボトルtoボトルの取組を実施する動きがみられ、また、使用済みペットボトルの排出事業者の中にも、飲料メーカーや再商品化事業者と協働で**ボトルtoボトルの取組を実施する動きがみられる**。

<取組例>

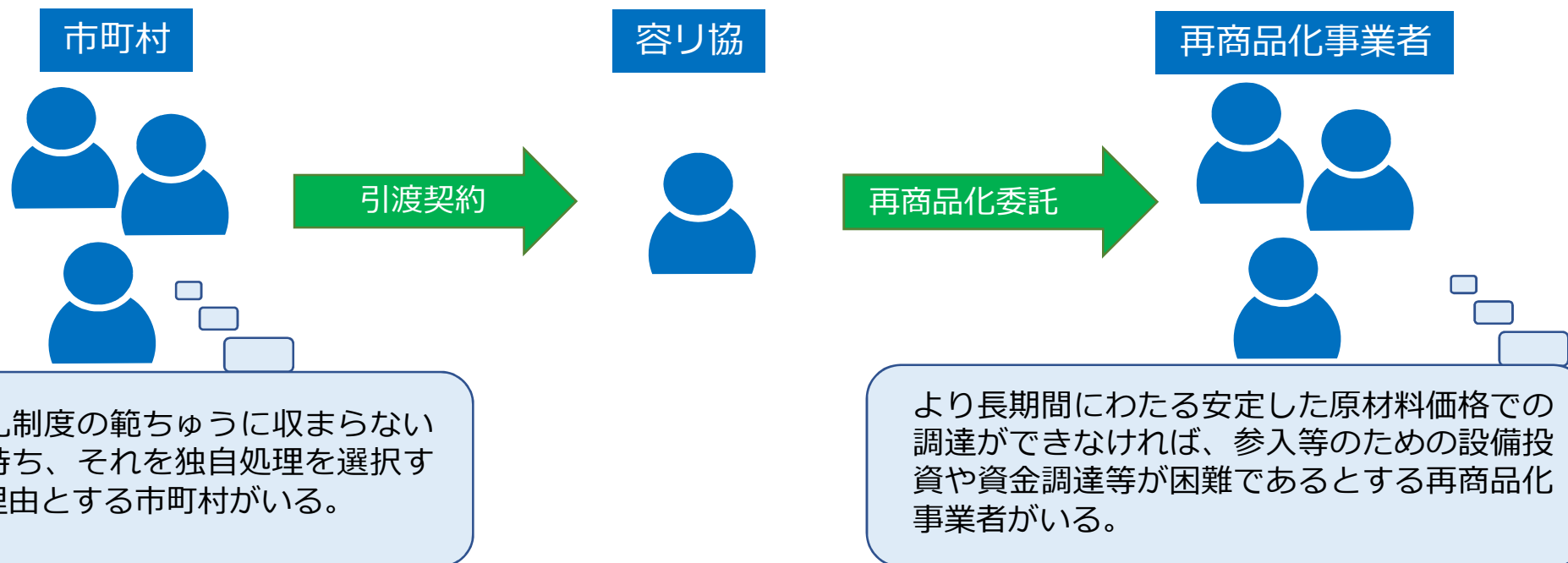
市町村と飲料メーカー等との協定例	- 神奈川県箱根町 (令和4年7月、サントリーグループ) - 埼玉県吉見町 (令和4年4月、コカ・コーラボトラーズジャパン(株))
市町村、飲料メーカー及び再商品化事業者との協定例	兵庫県姫路市 (令和3年8月、(株)伊藤園、遠藤石塚グリーンペット(株)及びキンキサイン(株))
市町村がボトルtoボトルの実施を条件とする一般競争入札を実施している例	東京都港区 (令和4年度から実施中)
事業者間での協定例	小田急電鉄(株) (令和4年1月、(一社)全国清涼飲料連合会、神奈川県)

出所：各市町村、飲料メーカー等からの公表情報及びヒアリング調査を基に当委員会作成。

指定法人である容リ協の入札制度（一般廃棄物）

容リ協の入札制度の実態における課題

容リ協の入札制度は利点はあるものの、使用用途の指定ができないことのみを理由として指定法人ルート避ける市町村や、必要な設備投資が進まず参入等ができていない再商品化事業者がいるとすれば、**指定法人制度の利点が最大限に発揮されていないおそれ**。



書面調査結果

- 市町村は、**60.2%**が指定法人ルートを、**29.9%**が独自処理ルートを、**9.9%**が両方を利用。
- 容リ協に登録した再商品化事業者は、**指定法人ルートのみではなく**市町村の独自処理ルートを利用したり、産業廃棄物である使用済みペットボトルも調達するなど、**複数の調達方法を採用していることが多い**。

ヒアリング 調査結果



市町村の意見



再商品化事業者 の意見

- 容リ協はありがたい存在であるが、リサイクルの用途指定ができる方がより望ましい形であると考えている。容リ協側からも、もし用途指定ができれば容リ協を利用するか、と聞かれた。容リ協は処理が確実に行われるというメリットがあるため、もし用途指定ができていたとしたら、引き続き容リ協に引き渡していた可能性は高い。
- 容リ協は、資源循環を目指すのであれば、市町村の意向を汲んだ条件を入札に加えられるようにすればよいと思う。当市町村としても、容リ協への使用済みペットボトルの引渡しを止めたくて止めたわけではない。
- リサイクルがあまり行われていなかった時代からリサイクルを担ってきた容リ協の役割を否定するつもりはないし、今でも必要な部分もあると思う。容リ協でも、引き受けた使用済みペットボトルをボトルtoボトルに近いリサイクルに回すことができるのであれば、市町村は容リ協を利用するはずである。
- 指定法人ルートを利用している一番の理由は安定性である。取引先が急遽取引を中止した際も、容リ協が代わりに別の事業者を、責任を持って探してくれる。
- 指定法人ルートは半期ごとに入札を経るため価格が乱高下する。原材料の価格が安定しなければ設備投資を必要とする事業者の参入は難しい。融資等を得るためには、一定期間にわたるより安定した原材料の確保が必要であり、より長期にわたる契約も選択肢としてあるべきだ。

競争政策上の考え方

容リ協は、容器包装リサイクル法に基づく指定を受けている唯一の法人であり、現実には、一般廃棄物である使用済みペットボトルの約3分の2を取り扱っていることを踏まえると、容リ協における入札は、市町村と再商品化事業者との間の使用済みペットボトルの取引において重要な役割を担っているといえる。この点、使用用途の指定ができないことのみを理由として指定法人ルートを避ける市町村や、必要な設備投資が進まず参入等ができていない再商品化事業者がいることがうかがわれるところ、これらの者が容リ協の入札を利用し、又は参加することになれば、容リ協の入札において、より多くの市町村からの引渡し分について、より多様な再商品化事業者が参加し、もって、競争がより一層機能することが考えられる。このため、指定法人は、市町村等の需要を可能な限り踏まえつつ、**再商品化事業者間の競争がより促進されるよう、入札制度に関する不断の検討を行うことが望ましい。**

⇒ 公正取引委員会は、容リ協に対し、今後の活動の参考となるよう、当該考え方を申し伝えた。

市町村の独自処理、ボトルtoボトルなどに係る契約方式（一般廃棄物）

書面調査結果

市町村における独自処理、ボトルtoボトルなどにおける契約方式について、**随意契約によると答えた市町村が多くみられた**（随意契約によると回答した回答者の割合は、例えば、独自処理は**61.0%**、ボトルtoボトルの取組は**50.0%**）。

ヒアリング 調査結果



市町村の意見

（独自処理）

- ・ 独自処理は年に2回、入札により決定している。入札仕様書では、引き渡されたペットボトルは国内でリサイクルを行い、海外に輸出しないことや、サーマルではなく、ケミカルリサイクル又はマテリアルリサイクルにより資源化を行うことを入札参加条件としている。そのため、結果として、容リ協の入札と同じくらいのハードルが設定されており、素性のしっかりしている事業者のみが入札に参加することができる。
- ・ 独自処理における再商品化事業者については、ボトルtoボトルを実現できる事業者を対象を限定した、制限付き一般競争入札で選定している。

（ボトルtoボトル）

- ・ 飲料メーカーと協定を締結している。協定における当市町村の直接の契約先は、再商品化事業者であり、市町村が収集した使用済みペットボトルを買い取ることについての随意契約である。
- ・ ボトルtoボトルでのリサイクルで、一定の歩留まり率を保つこととし、事業者は公募型プロポーザル方式で募集した。

競争政策上の考え方

市町村においては、随意契約によると答えたものが多くみられた。随意契約ではなく一般競争入札等によれば、競争がより一層機能することが期待されるため、より効率的な再商品化事業者とより有利な条件で契約することができると考えられる。経済分析の結果でも、**契約方式が一般競争入札等の場合には引渡価格が高くなる傾向が認められた**。したがって、随意契約ではなく一般競争入札等によることが適切ではないかという観点から、**契約方式についての不断の検討を行うことが望ましい**。

経済分析の趣旨

再商品化事業者が各市町村から引き取る使用済みペットボトルの価格が、どのような要因を反映しているかを指定法人ルート又は独自処理ルートそれぞれにおいて実証分析で検討

経済分析の方法

被説明変数：市町村の指定保管施設の落札価格（指定法人ルート）及び引渡価格（独自処理ルート）
説明変数：落札量（トン）、指定保管施設と再商品化事業者の引取工場の距離（Km）、市町村等が離島に所在する場合のダミー変数、選別品質に関するダミー変数、使用済みペットボトルの収集方法に関するダミー変数（混合収集か否か）、中間処理を行っている場合のダミー変数、ボトルtoボトルの取組の有無に関するダミー変数、引渡しの契約相手の再商品化事業者を決定する方式に関するダミー変数

$$Price_{it} = \alpha_i + \lambda_t + \beta_1 Amount_{it} + \beta_2 Distance_{it} + \beta_3 Iland_{it} + \beta_4 QA_{it} + \beta_5 QB_{it} + \beta_6 Mixed_{it} + \beta_7 INTV_{it} + \beta_8 BTB_{it} + \beta_9 Comp_{it} + e_{it} \quad \dots \text{独自処理ルート}$$

これら回帰式（各変数については右記参照）について、最小2乗ダミー変数推定（least squares dummy variables, LSDV）により推定

経済分析の結果

<指定法人ルート>

- 品質が高い方が、混合収集でない方が、使用済みペットボトルがより高値で引き取られる傾向
- 距離が遠い方が、離島である方が、使用済みペットボトルがより低価で引き取られる傾向

<独自処理ルート>

- 市町村が再商品化事業者を決定するに当たって競争入札等の競争的な方法を用いている場合に、使用済みペットボトルがより高価で引き取られる傾向
- ボトルtoボトルの取組を伴う独自処理ルートについてはより高価で使用済みペットボトルが引き取られる傾向

落札・引渡価格（円／トン）をPrice_{it}とした回帰分析

被説明変数：Price _{it}		
	指定法人ルート	独自処理ルート
落札量（トン） Amount	-12.03119***	-4.145138
	(2.064334)	(16.78331)
距離（Km） Distance	29.79285***	7.296097
	(4.101249)	(37.56876)
離島ダミー変数 Iland	21730.28***	5646.361
	(3007.148)	(4855.775)
選別品質ダミー変数 QA	-9730.644***	-18445.24***
	(1678.598)	(6886.381)
選別品質ダミー変数 QB	-2253.126	—
	(2607.953)	
収集方法ダミー変数 Mixed	13152.6***	-5056.395
	(1851.744)	(8118.419)
中間処理ダミー変数 INTV	679.3133	373.9641
	(698.7793)	(2825.335)
ボトルtoボトルダミー変数 BTB	123.6853	-14973.31***
	(783.7652)	(3405.063)
契約決定方式ダミー変数 Comp	—	-26361.12***
		(3237.37)
Observations	11359	728
F Statistic	1061.37***	62.37***

注：***、**、*は有意水準1%、5%、10%で統計的に有意であることを示す。括弧内の数値は同一事業者の誤差項が相関することを想定した頑健な標準誤差（クラスターロバスト標準誤差）を示す。F Statisticは、定数項以外の全ての回帰係数が0であるという帰無仮説に対するF統計量である。
なお、指定法人ルート及び独自処理ルートにおいて、全ての固定効果が同一であるとの帰無仮説について、F検定の結果、それぞれF(72, 957) = 1090.78***、F(34, 406) = 57.51***であり、いずれも帰無仮説は棄却された。

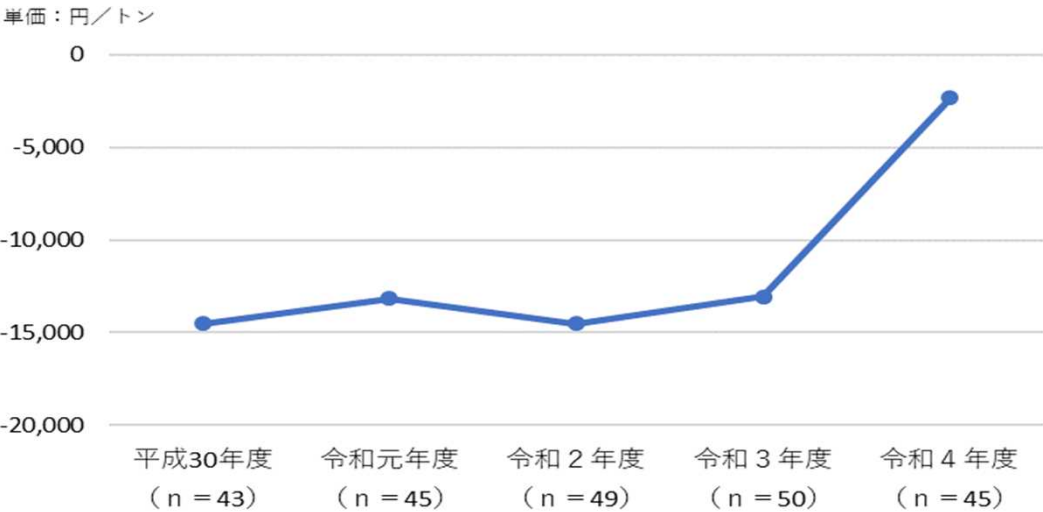
産業廃棄物である使用済みペットボトルのリサイクルの促進

取引実態等

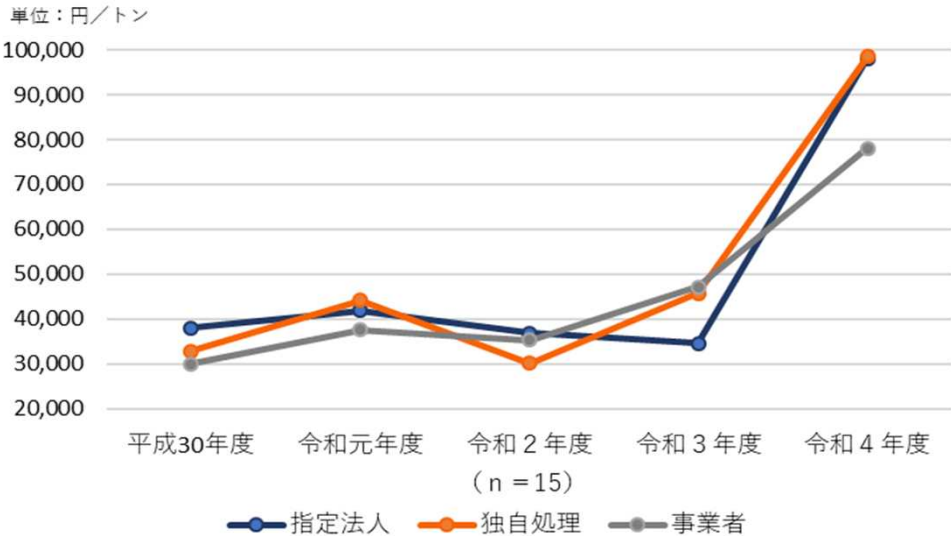
産業廃棄物である使用済みペットボトルについては、排出事業者から逆有償で引き渡されていることがみてとれる。産業廃棄物としての使用済みペットボトルを**有価物として引き取ってもらうことは難しい**という意見がみられた一方で、使用済みペットボトルへの需要の高まりを受け、産業廃棄物である使用済みペットボトルの**取引単価も上昇してきている**という意見もみられた。

書面調査結果

- ペットボトル利用・製造等事業者から産業廃棄物処理業者等への使用済みペットボトルの引渡価格の推移を見ると、逆有償で引き渡されていること、令和4年度に引渡単価が上昇したこと（逆有償で支払う金額が減少したこと）がみてとれる。
- 再商品化事業者の使用済みペットボトルの購入価格のトン当たり単価とその推移をみると、指定法人ルートや独自処理ルートとの間で購入単価に大きな差は見受けられないことなどがみてとれる。



出所：ペットボトル利用・製造等事業者からの回答を基に当委員会作成



出所：再商品化事業者からの回答を基に当委員会作成

ヒアリング調査結果



排出事業者
の意見

- 当社は、ごみの種類を問わず一括して、価格面だけでなく業務の内容も含めたコンペ方式により、評価の高い産業廃棄物処理業者に決定している。その結果、当社から1 kgあたり10円～20円を支払って引き取ってもらっているところもあるが、1 kgあたり5 円くらいの代金が当社に支払われているところもある。



収集を実施する
利用・製造等事
業者の意見

- 当社が自動販売機横のリサイクルボックスから収集している使用済みペットボトルは、産業廃棄物として処理費用を支払った上で引渡先事業者に取り取ってもらっている。リサイクルボックスの中の使用済みペットボトルは品質が悪く、またその他のごみも含まれていることから、有価物として引き取ってもらうことは難しい。処理費用は年1 回未満のタイミングで見直す機会があるが、当社と引渡先事業者の双方に特段の事情がなければ自動更新されている。処理費用は、重さ当たりの単価の相場を基に月額又は年額として定額で設定していることが多い。



収集運搬・中
間処理業者の
意見

- 事業者から排出される飲料容器は、基本的に品目ごとに分別されていることはなく、びんや缶との混合物として収集している。リサイクラーは単一の品目のみを取り扱うため、中間処理で最も重要なことは、飲料容器を品目別に分け、異物を除去する作業である。中間処理までには、収集運搬費、中間処理費、残渣の処理費といったコストがかかるが、機械の投資等も含め、中間処理費が大きな割合を占める。



再商品化事
業者の意見

- 事業系の使用済みペットボトルについて、びんや缶等とまとめられており、品質が悪い。補助金により分別機が導入され、適切に中間処理されるようになったため、品質は良くなっている。しかし、一人一人の国民がきれいにしている市町村収集分のものと比べるとやはり品質は劣る。
- 一般的に、市町村収集分の使用済みペットボトルの購入価格の方が事業系の購入価格よりも高いが、最近の再生ペット樹脂の需要増を受け、事業系の使用済みペットボトルも値上がりしている。

競争政策上の考え方

使用済みペットボトルの流通が多様化し、その需要が増加すること等によって、リサイクルの義務が課されていない産業廃棄物である使用済みペットボトルについても、市場の機能を通じて、リサイクルの取組が促進されていくことが期待される。

更なるリサイクルの促進に向けた使用済みペットボトルの排出

取引実態における課題等

- 使用済みペットボトルについては、製造段階において、ラベルをマシン目入りとし容易に剥離できるようにすることや、市中において、異物が混入しにくい形状のリサイクルボックスの設置をする等、資源としての活用を推進するための様々な取組が実施されている。
- 使用済みペットボトルのリサイクルの更なる推進に向けては、飲み残しが入ったままで排出しないといった消費者側の基本的な行動が重要になっているものと考えられる。

書面調査結果

再商品化事業者からの回答によると、再生ペット樹脂の製造コストに与える影響が最も大きい要素の上位3つは右表のとおり。

キャップ及びラベル以外の飲み残し等の異物の残存や汚れの程度・・・	(53.8%)
キャップ及びラベルの残存の程度・・・・・・・・・・・・・・・・	(35.9%)
その他（ガラス片等の混入）・・・・・・・・・・・・・・・・	(5.1%)

競争政策上の考え方

キャップやラベル、飲み残し等の異物の残存や汚れの程度を下げることで、リサイクルのコストは減少。また、経済分析の結果では、収集される使用済みペットボトルの品質が高い方が引渡価格が高くなる傾向。

したがって、**一人一人の消費者がペットボトルの資源としての価値を理解し、飲み残しをしない、別の廃棄物等と混ぜない、キャップやラベルを外す、といった資源としての価値を高める方法での排出をすることは、再生ペット樹脂の製造コストの低減、そして、良質かつ安価な再商品化商品の供給につながるものであって、使用済みペットボトルのリサイクル市場をより魅力的な市場にするものであり、グリーン社会の実現を後押しする競争政策の観点からも望ましい行動。**

容リ協による文書送付等

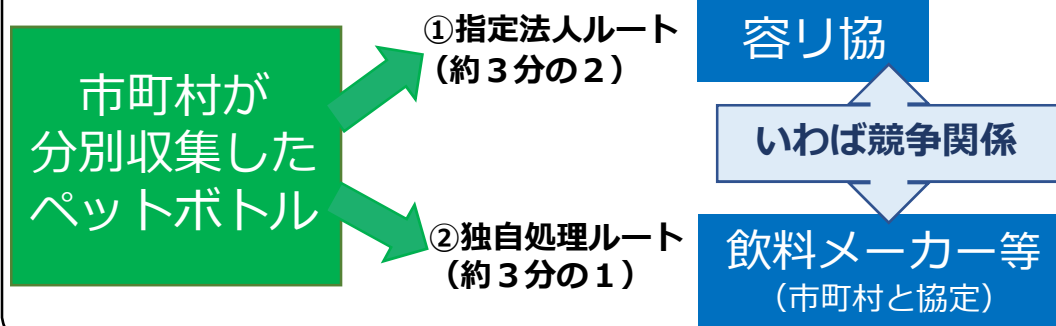
- ・ **容リ協は**、令和3年10月に、飲料メーカー等による事業者団体である（一社）全国清涼飲料連合会（全清飲）に対し、飲料メーカーがボトルtoボトルを協働して推進するために市町村と協定を締結し、容リ協を通さずに再商品化を行う取組について「容リ法の方針（精神）に沿っていない」等とし、全清飲において適切な対応を希望する旨の**文書を送付した**。
- ・ **容リ協は**、新たに独自処理を開始した市町村を訪問するなどしてその理由を確認するなどし、一部の市町村において、ボトルtoボトルの推進のための独自処理を行うことについて、**指定法人ルートを用いなくなる**ことが容リ法制度上問題視されるかのような**誤解や、独自処理を採ることで指定法人ルートの利用に関して不都合が生じることになることへの懸念が生じかねない例がみられた**。

ヒアリング 調査結果



市町村の意見

- ・ 市町村がペットボトルを独自処理ルートに切り替えるケースが増えていることについて、容リ協は、よいとはしながらも、一旦容リ協への引渡しをやめた後で、また入るのは簡単ではないですよといった話をしていたことがある。このような話は、ボトルtoボトルの取組を進める動きとは逆行する話なのではないかと思う。



独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- ・ 指定法人である容リ協が、法令等の規定を市町村、飲料メーカー等に提示することや、自らの入札が活用されるように市町村に対して働きかけること自体は独占禁止法上又は競争政策上の問題はないが、当該行為に伴い、**市町村や飲料メーカーに独自処理を行うことを躊躇させる効果やその関与を制限する効果を生じさせる場合**には、**独占禁止法上又は競争政策上の問題を生じさせる可能性がある**。
- ・ 指定法人においては、市町村等に対して連絡をする際には、独自処理ルートを用いることを妨げるような容器包装リサイクル法制度に関する誤解等を生じさせないよう留意することが望ましい。

公正取引委員会は、容リ協に対し、独占禁止法等の考え方を申し伝えた。

全清飲による合意

- 全清飲は、令和3年12月及び令和4年1月に、指定法人分については、飲料メーカーから市町村に対し、独自処理を行うように働きかけないこと等を合意した。
- 全清飲の合意を受け、全清飲の構成事業者である各飲料メーカーは、市町村に対し、指定法人分についてボトルtoボトルの協定の締結その他の独自処理を行うことを促すような営業活動を、少なくとも自ら積極的に申し出る形では行わないようにしていた懸念がある。

ヒアリング 調査結果



飲料メーカー
の意見

- 全清飲の委員会の中で、全清飲としては、元々指定法人ルートだった分を協定に基づく独自処理ルートに切り替えてもらう、いわゆる「容リ協はがし」は積極的にやらないと決まった。
- 全清飲からは、当初市町村との協定は一律停止という指示が出ていた。しかし、市町村側から話を持ち掛けられることもあったことから、そのような場合は無理に断らなくてもよいということになった。とはいえ、協定を押し進めている飲料メーカーにとっては足かせになっているだろうと思う。
- 日本の高いリサイクル率には、容リ制度が寄与していると考えているため、飲料業界としては容リ制度を尊重すべきと考えている。全清飲内の話し合いの中では様々な議論があったが、最終的に各メーカーとも考えは一致した。



再商品化事
業者の意見

- 容リ協としては今までリサイクルを担ってきたという思いがあるのだろうし、飲料メーカーとしてはボトルtoボトルの目標を掲げて取組を進めたいという思いがあるのだろう。お互いの言い分も分かるので、これについてどう考えればよいのかは難しい。

独占禁止法上の考え方

飲料メーカーが製造するペットボトル等の調達手法は、各事業者の重要な競争手段に関する事項であって、各飲料メーカーの自主的な判断によって決定されるべきものである。その後の独自処理等を巡る状況次第では、当該合意は一定の取引分野における競争を実質的に制限するもの又は構成事業者である飲料メーカーの事業活動を不当に制限するものであるとして独占禁止法上問題となるおそれがある。

- 公正取引委員会は本調査の過程で、全清飲に対し上記考え方を伝えたところ、全清飲は、令和5年9月に当該合意を破棄。
- 当該合意は既に破棄されているものの、公取委は全清飲に対し、自主的な点検や改善、その結果等の速やかな報告を要請。

公正取引委員会の今後の対応

- 本報告書は、公正取引委員会におけるグリーン社会の実現を後押しする各種取組の中で、具体的な市場に関する取引実態調査として、使用済みペットボトルのリサイクル分野における取引の現状等を明らかにし、独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示したものである。
本調査の結果、市町村や各事業者において、リサイクルの促進に向けた多くの取組が実施されていることが確認された一方で、独占禁止法上問題となるおそれのある行為が行われていたことも確認された。
- 本報告書で示したように、使用済みペットボトルの価値を高め、リサイクルが効率的に実施されるようになるためには、事業者の創意工夫に頼るだけではなく、一人一人の消費者が、環境負荷軽減のためのリサイクルの取組の重要性を理解し、適切に分別して排出することが望まれる。
- グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（グリーンガイドライン）で示したとおり、独占禁止法及び競争政策は、事業者間の競争を促進することで、資源の効率的な利用を促し、新たな技術等のイノベーションを引き起こす観点から、グリーン社会の実現に間接的に貢献するもの、すなわち、環境政策等を補完する役割を担うものであり、今後とも、グリーン社会の実現を後押しすることを目的とする取組を行っていく。
- 引き続き、使用済みペットボトルのリサイクル市場の動向について注視するとともに、独占禁止法に違反する行為がある場合には厳正に対処していく。